

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】令和3年4月1日(2021.4.1)

【公開番号】特開2019-65841(P2019-65841A)

【公開日】平成31年4月25日(2019.4.25)

【年通号数】公開・登録公報2019-016

【出願番号】特願2018-123074(P2018-123074)

【国際特許分類】

F 04 D 25/08 (2006.01)

F 24 F 7/007 (2006.01)

F 24 F 13/08 (2006.01)

F 04 D 29/54 (2006.01)

【F I】

F 04 D 25/08 305 B

F 24 F 7/007 101

F 24 F 13/08 A

F 04 D 29/54 D

【手続補正書】

【提出日】令和3年2月5日(2021.2.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

正面側に送風口を有し、該送風口にグリルが設けられた送風部を備え、

前記グリルは、複数の送風案内板が渦巻き状に設けられ、

前記複数の送風案内板の前記渦巻きの中心部に近い内端部が、外端部より送風方向に突出し、

前記送風部の前記送風口が円形に形成され、

前記複数の送風案内板の前記外端部に対する前記内端部の突出量が、該送風口の直径の20%より大きくなるように設定されている送風機。

【請求項2】

正面側に送風口を有し、該送風口にグリルが設けられた送風部を備え、

前記グリルは、複数の送風案内板が渦巻き状に設けられ、

前記複数の送風案内板の前記渦巻きの中心部に近い内端部が、外端部より送風方向に突出し、

前記送風部は、外面を形成するカバーと、該カバーの内側に設けられた円筒状の風洞部とを有している送風機。

【請求項3】

前記風洞部の内径は、所定の長さにわたって一定である請求項2に記載の送風機。

【請求項4】

前記風洞部の長さは、ファンの直径の30%~40%である請求項2又は3に記載の送風機。

【請求項5】

前記風洞部と前記グリルが一体成型されている請求項2~3の何れか1項に記載の送風機。

【請求項 6】

前記風洞部の内径は、前記送風口の内径と等しい請求項2～3の何れか1項に記載の送風機。

【請求項 7】

正面側に送風口を有し、該送風口にグリルが設けられた送風部を備え、

前記グリルは、複数の送風案内板が渦巻き状に設けられ、

前記複数の送風案内板の前記渦巻きの中心部に近い内端部が、外端部より送風方向に突出し、

前記送風部は、外面を形成するカバーを有し、該カバーは球体形状を成す送風機。